

七戸町結婚新生活支援事業費補助金交付要綱

令和3年4月1日

七戸町告示第39号

改正 令和4年3月31日告示第31号

改正 令和5年3月31日告示第35号

改正 令和6年4月1日告示第52号

改正 令和7年4月1日告示第49号

(趣旨)

第1条 七戸町は、婚姻により新生活を始めるための費用を支援することにより、婚姻に伴う経済的な負担の軽減を図るとともに、地域における少子化対策に資するため、新婚世帯を対象に予算の範囲内において、七戸町結婚新生活支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、七戸町補助金等の交付に関する規則（平成17年3月31日七戸町規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 補助対象期間 申請日の属する年度（以下「申請年度」という。）の4月1日から3月31日までの期間をいう。

(2) 新婚世帯 申請年度の前年度の1月1日から申請年度の3月31日までの間に婚姻届を受理され、同一世帯となった夫婦をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する世帯とする。

(1) 婚姻届を提出した時点で、夫婦共に七戸町の住民基本台帳に登録されている者であり、婚姻後も引き続き七戸町の住民基本台帳に登録されている者であること。

(2) 婚姻届を受理された時点で、夫婦共に年齢が39歳以下であること。

(3) 次条の規定により算出した新婚世帯の所得が500万円未満であること。

(4) 補助対象となる住居が七戸町内にあり、かつ当該居住地に住民登録を有し、現に居住していること。

(5) 夫婦がいずれも七戸町に定住する意思があること。

(6) 夫婦共に市町村税の滞納がないこと。

(7) 過去に七戸町結婚新生活支援事業による補助金又は他自治体における同様の趣旨による補助金の交付を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず申請年度の前年度に七戸町結婚新生活支援事業費補助金交付要綱第7条の規定による交付決定を受けた世帯で、その受給額が補助上限額に達しなかった世帯（以下「継続補

助世帯」という。)についても対象世帯とする。

(新婚世帯の所得の算出方法)

第4条 新婚世帯の所得の算出方法は、直近の所得証明書を基に夫婦の所得を合算するものとする。ただし、貸与型奨学金（公共団体又は民間団体から、学生の就学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合は、世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除するものとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げる費用のうち、補助対象期間内に支払った金額を合算した額とし、補助金の上限額は1世帯あたり次のとおりとする。

- ア 夫婦共に29歳以下の世帯 60万円
- イ 上記以外の世帯 30万円

2 前項の規定にかかわらず、継続補助世帯の補助金の額は、交付決定年度の前年度の補助上限額から当該世帯に既に交付した補助金を差し引いて得た額を限度とする。

3 補助対象経費ごとの交付額は次のとおりとする。

(1) 住宅のリフォームに係る費用 婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、改築、設備更新等の工事費用（倉庫・車庫に係る工事費用、門・フェンス・植栽等の外構に係る工事費用、エアコン・洗濯機等の家電購入・設置に係る費用は除く）の実負担額。ただし、婚姻日より前にリフォームした住宅にあっては、リフォーム日が婚姻日から起算して1年以内であること。

(2) 住宅賃借に係る経費 次に掲げる費用のうち、生活保護による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助を受けている場合にあってはその全額、賃料について勤務先から住宅手当が支給されている場合にあっては住宅手当分に相当する額を差し引いた後の金額。

ア 婚姻を機に新たに住宅を賃借する場合 住宅の賃料、敷金、礼金（保証金等これらに類する費用も含む。以下同じ。）、仲介手数料。ただし、婚姻日以前の賃貸借については、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機に新たに物件を賃借した場合に限る。

イ 婚姻前から夫婦が同居している賃貸住宅の場合 婚姻後に生じた住宅の賃料

ウ 夫婦の一方が婚姻前から賃借していた住宅の場合 婚姻を機に夫婦が当該住宅に同居した日以降に生じた住宅の賃料。

(3) 引越に係る経費 婚姻に伴い補助金の交付の対象となる新居への引っ越しをする際に要した費用のうち、引越業者又は運送業者へ支払った金額。

4 前項の補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付申請は、七戸町結婚新生活支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。ただし、継続補助世帯については、前年度七戸町結婚新生活支援事業費補助金申請時に既に提出している場合は、当該書類のうち町長が不要と認めた書類の添付を省略できるものとする。

- (1) 婚姻後の戸籍謄本
- (2) 夫婦の直近の所得証明書

- (3) 夫婦の住居手当支給証明書及び申出書（様式第2号）（住宅賃借の場合）
- (4) 夫婦の貸与型奨学金の返済を確認できる書類（貸与型奨学金を返済している場合）
- (5) 住宅の工事請負契約書及び領収書（住宅のリフォームの場合）
- (6) 施工箇所の着工前後の写真（住宅のリフォームの場合）
- (7) 物件の賃貸借契約書（住宅賃借の場合）及び家賃の支払を証明する書類
- (8) 引越しに係る領収書（引越しの場合）
- (9) 夫婦の税に関する滞納のないことを証明する書類（申請年度の前年度1月1日以降の転入者のみ）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 町長は、前条の交付申請があった場合は、その内容を審査し適当と認めるときは、七戸町結婚新生活支援事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び実績報告）

第8条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは七戸町結婚新生活支援事業費補助金請求書兼実績報告書（様式第4号）により、町長に請求するものとする。

2 町長は、前項の補助対象者から請求書の提出があったときは、当該交付決定者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第9条 町長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、七戸町結婚新生活支援事業費補助金取消通知書（様式第5号）により補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により当該交付決定を受けたことが判明したとき。

(2) 第3条に規定する要件を欠いていたことが判明したとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、町長が相当と認める事由があったとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の交付を受けた者に対し、全部または一部の補助金の返還を求めることができる。

3 補助金の交付を受けた者は、前項の規定により返還を求められたときは、直ちに当該補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。